

**令和 3 年度 障害者を対象とした  
高知県職員（県立病院）採用選考試験受験案内**  
(令和 4 年度採用予定者選考試験)

令和 3 年 7 月 30 日  
高知県公営企業局

この試験は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、障害者の雇用の促進を図ることを目的として行うものです。

1 試験区分、採用予定人員、勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定人員	勤務先	職務内容
薬剤師	1名	あき総合病院、幡多けんみん病院等	試験区分に応じた業務に関する専門的業務
診療放射線技師	1名		
臨床検査技師	1名		
理学療法士	1名		
作業療法士	1名		
言語聴覚士	1名		
臨床工学技士	1名		
管理栄養士	1名		
医療ソーシャルワーカー	1名		
心理判定員	1名		
県立病院 (診療情報管理士)	1名		
県立病院 (医療情報技師)	1名		

注 1 : 採用予定人員は今後変更になることがあります。

注 2 : 申込みはいずれか一つの試験区分に限ります。

注 3 : 申込み後の試験区分の変更は認めません。

## 2 受験資格

次の（１）から（４）までに該当する人

（１）次のそれぞれの試験区分に応じた年齢・資格免許等の要件に該当する人

試験区分	年齢・資格免許等の要件
薬剤師	昭和37年4月2日以降に生まれた人で、薬剤師の免許を有する人、又は令和4年4月30日までに取得見込みの人
診療放射線技師	昭和57年4月2日以降に生まれた人で、診療放射線技師の免許を有する人、又は令和4年4月30日までに取得見込みの人
臨床検査技師	昭和57年4月2日以降に生まれた人で、臨床検査技師の免許を有する人、又は令和4年4月30日までに取得見込みの人
理学療法士	昭和57年4月2日以降に生まれた人で、理学療法士の免許を有する人、又は令和4年4月30日までに取得見込みの人
作業療法士	昭和57年4月2日以降に生まれた人で、作業療法士の免許を有する人、又は令和4年4月30日までに取得見込みの人
言語聴覚士	昭和57年4月2日以降に生まれた人で、言語聴覚士の免許を有する人、又は令和4年4月30日までに取得見込みの人
臨床工学技士	昭和57年4月2日以降に生まれた人で、臨床工学技士の免許を有する人、又は令和4年4月30日までに取得見込みの人
管理栄養士	昭和57年4月2日以降に生まれた人で、管理栄養士の免許を有する人、又は令和4年4月30日までに取得見込みの人
医療ソーシャルワーカー	昭和57年4月2日以降に生まれた人で、社会福祉士の資格を有する人、又は令和4年4月30日までに取得見込みの人
心理判定員	昭和57年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人 ア 臨床心理士若しくは認定心理士の資格認定を受けている人、又は令和4年3月31日までに認定を受ける見込みの人 イ 公認心理師の登録を受けている人、又は令和4年3月31日までに登録を受ける見込みの人
県立病院 (診療情報管理士)	昭和57年4月2日以降に生まれた人で、診療情報管理士の認定を受けている人、又は令和4年4月30日までに認定を受ける見込みの人
県立病院 (医療情報技師)	昭和57年4月2日以降に生まれた人で、医療情報技師の認定を受けている人、又は令和4年3月31日までに認定を受ける見込みの人

(2) 次に掲げる手帳等の交付を受けている人

ア 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）

イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

ウ 精神障害者保健福祉手帳

※ 上記の手帳等は受験日当日において有効であることが必要です。

（注）精神障害者保健福祉手帳には有効期限があります。有効期限の更新手続には時間を要しますので、御注意ください。

(3) 国籍要件等が、次のアからウまでのいずれかに該当する人

ア 日本国籍を有する人

イ 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

(4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等に定められている次のいずれにも該当しない人

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 高知県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とする人以外）

### 3 受験手続

(1) 申込方法

ア 郵送又は持参による申込み

受験申込書と面接カードに履歴書1部（市販のものに写真を貼付したもの）を添えて、高知県公営企業局県立病院課へ提出してください。

イ インターネットによる申込み

高知県公営企業局県立病院課のホームページから「高知県職員採用試験等申込システム」にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力のうち、受付期間中に送信してください。

**【事前登録を行う前に受信設定をご確認ください。】**

事前登録で入力いただいたメールアドレス宛に事前登録完了等のお知らせメールをお送りします。受信設定をされている場合は、事前に「kochi@mail.axol.jp」からのメールが受信できるように設定してください。

**【申込みは、「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。】**

まず、事前登録を行い、ID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして「本申込み」を行ってください。ID番号とパスワードは、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。

本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に高知県公営企業局県立病院課へお問い合わせください。

なお、**「本申込み」は、申込書の登録、証明写真データの登録まで済ませて完了となります。**

**証明写真データの登録**は、以下のことに注意のうえ、データを準備してください。

- ・顔写真は、脱帽・正面向きで撮影してください。
- ・ファイル形式は、.jpg、.jpeg、.pngのみとなります。
- ・ファイルの推奨サイズは、縦560ピクセル、横420ピクセル、縦横比4×3の比率です。
- ・アップロードできる画像サイズは最大2MBまでです。
- ・印刷した証明写真を撮影したものや、背景が無地となっていないものは使用しないでください。

受付期間内に「本申込み」が完了しなかった場合は、受験できません。インターネットで申し込む場合、受付期間中は24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが込み合う恐れがありますので、余裕を持って申込みを行ってください。

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

※ 申込方法等に関するお問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。必ず電話で高知県公営企業局県立病院課へお問い合わせください。

※ 点字問題又は拡大活字問題による受験を希望する方は、申込書又は申込フォームの該当欄に必ず明記してください。

(2) 受付

ア 郵送又は持参による申込み

令和3年7月30日（金）から令和3年8月27日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の間、高知県公営企業局県立病院課で受験の申込みを受け付けます。

なお、郵送による場合は、8月27日（金）必着です。

また、持参による場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。

## イ インターネットによる申込み

令和3年7月30日（金）午前8時30分から令和3年8月27日（金）午後5時15分までの間、受験の申込みを受け付けます。

### (3) その他

受験票は交付しませんので、試験日（令和3年9月18日（土））の午前9時までに試験会場においでください。

また、令和3年9月3日（金）頃に受験者ごとの口述試験の実施予定（日程）を発送しますので、令和3年9月8日（水）を過ぎても届かない場合は、高知県公営企業局県立病院課へお問い合わせください。

## 4 試験実施内容等

### (1) 試験の内容

種 目	内 容	配点
論文試験	職務遂行に必要な識見、判断力、思考力等についての筆記試験	120点
口述試験	人物、人柄等についての個別面接による試験	180点
適性検査	職務遂行に必要な適格性を有するかどうかについての検査	—

※ 試験については、次のいずれかに該当する場合、他の試験種目の成績にかかわらず不合格となります。

- ① 口述試験の成績が合格基準に達しない場合。
- ② 総合点（300点満点）が150点に満たない場合。

※ 視覚障害のため、活字問題による受験ができない方は、点字問題により受験することができます。

### (2) 試験の日時及び会場

#### ア 試験日時

試験区分	試験種目	試験日時
全ての職種	論文、適性	令和3年9月18日（土）午前9時から
	口述	①令和3年9月18日（土）午後 ②令和3年9月19日（日） 上記①又は②のいずれか

※ 9月3日（金）頃に受験者ごとの口述試験の実施予定（日程）を発送します（3（3）参照。）。

※ 受験者が多数となり、口述試験が上記日程で終了しない場合、引き続いて実施する場合があります。

※ 試験当日は、手帳等（原本：コピー不可）を持参してください。手帳等によって、受験資格の確認を行いますので、当日、手帳等を持参していな

い場合は受験できません。

イ 試験会場 高知市丸ノ内2丁目1番19号 高知県職員能力開発センター

## 5 合格発表の時期

時 期	場 所
令和3年 10月下旬	合格者の受験番号を高知県公営企業局県立病院課のホームページに掲示するとともに、合格者には文書で通知します。

県立病院課ホームページ <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/610101/>

※ 合格発表後、合格者に対して文書で就職の意思確認を行います。この意思確認において、「辞退」の回答があった場合は、追加の合格発表を行う場合があります。

## 6 採用等

### (1) 採用の時期等

採用は、原則として令和4年4月1日以降の予定ですが、欠員の状況により、採用可能な人については、それ以前に採用されることもあります。

なお、“2 受験資格(1)”の資格免許を取得見込みの人は、所定の日までに取得しなければ採用されません。

### (2) 任命にあたっての考え方

「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとり任命が行われます。

(3) 初任給等

令和3年4月1日現在の初任給は、次の表のとおりです。

職 種	初任給	備 考
薬剤師	214,000 円	医療職給料表（2）適用、大学（6年制）卒の場合
診療放射線技師	182,200 円	医療職給料表（2）適用、短大（3年制）卒の場合
臨床検査技師	182,200 円	医療職給料表（2）適用、短大（3年制）卒の場合
理学療法士	182,200 円	医療職給料表（2）適用、短大（3年制）卒の場合
作業療法士	182,200 円	医療職給料表（2）適用、短大（3年制）卒の場合
言語聴覚士	182,200 円	医療職給料表（2）適用、短大（3年制）卒の場合
臨床工学技士	182,200 円	医療職給料表（2）適用、短大（3年制）卒の場合
管理栄養士	192,200 円	医療職給料表（2）適用、大学（4年制）卒の場合
医療ソーシャル ワーカー	186,400 円	行政職給料表適用、大学（4年制）卒の場合
心理判定員	186,400 円	行政職給料表適用、大学（4年制）卒の場合
県立病院（診療 情報管理士）	174,500 円	行政職給料表適用、短大（3年制）卒の場合
県立病院（医療 情報技師）	174,500 円	行政職給料表適用、短大（3年制）卒の場合

※ 採用前の職歴等に応じて加算される場合があります。

※ 給料とは別に、期末手当及び勤勉手当が年2回支給されるほか、支給要件に該当する人には、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。

また、勤務の実績に応じて、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当等が支給されます。

※ 県立病院の職員の給与については、地方公営企業法の趣旨にのっとり経営状況を反映したものとなります。

## 7 試験成績の開示

受験者は、次により成績の開示を請求することができます。

対象者	受験者全員
請求期間	合格発表日（令和3年10月下旬予定）の翌日から3か月以内
請求方法	試験当日に「試験成績開示請求書」を配布します。必要事項を記入のうえ、返信用封筒（定型、縦14～23.5cm×横9～12cmの大きさのもの）を同封して、郵便等により高知県公営企業局県立病院課へ請求してください。 なお、返信用封筒には必ずあて先を記入し、返信用切手404円分（簡易書留相当分）を貼ってください。

## 8 その他

- (1) 点字問題又は拡大活字問題による受験、車いす等補装具の使用又は駐車場の利用を希望するなど、受験上の配慮を希望する方は、申込書又は申込フォームの「受験上の配慮希望欄」に必ず記入してください。

ただし、内容によっては、試験の実施上、配慮できない場合もあります。

なお、車いす等補装具は各自が用意してください。

※拡大活字問題は、14ポイント程度（この文字の大きさ）での出題となります。

### ※受験上の配慮の例

- ・補装具（ルーペ、電気スタンド、補聴器等）の使用を希望
- ・文字を書くことに困難があるため、論文試験の解答にパソコンの使用を希望
- ・聴覚障害のため、試験官の発言事項の書面による伝達を希望
- ・面接時に就労支援機関の職員等の同席を希望
- ・治療等のため、試験時間中に服薬を希望
- ・介助等のため、付添人の同伴を希望（付添人は、特別な事情がある場合を除き1人とし、解答時間中は待合スペースで待機いただきます。）

- (2) 申込みに伴い取得した個人情報、採用試験以外の目的には使用しません。

## 9 試験の申込み及び問い合わせ先

高知県公営企業局県立病院課

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号 高知県庁西庁舎7階

電話 (088) 821-4631 (直通)

FAX (088) 821-4509

メール 610101@ken.pref.kochi.lg.jp



## 10 試験会場案内図

試験会場は、「④職員能力開発センター」です。

① 高知県庁・本庁舎 ② 高知県庁・西庁舎 ③ 高知県庁・北庁舎  
⑤ 高知電気ビル ⑥ 高知県議会 ⑦ 高知県警察本部

④ 職員能力開発センター

アクセス方法 / <路面電車>「県庁前」または「高知城前」下車徒歩8～10分  
<各社バス>「県庁前」または「公園通」下車徒歩8～10分、  
「小津町」下車7～8分

住所 / 〒780-0850 高知市丸の内2丁目1番19号

### 【注意】

- ・試験会場には、原則として車の乗り入れを禁止します。  
ただし、車でなければ試験会場に来られず、駐車場が必要となる場合は、申込みの際に必ず該当の欄に記入してください。
- ・試験当日は、手帳等（原本）及び筆記用具を持参し、必ず試験開始時刻（午前9時）までに試験室に入室してください。
- ・試験当日は、マスクを着用してください。
- ・試験会場は禁煙です。
- ・試験会場のゴミ箱は使用できませんので、ゴミは各自が持ち帰ってください。
- ・試験中は、計算機能等が付いた時計等の機器の使用はできません。
- ・携帯電話は電源を切っておいてください。